

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響も踏まえて地方税収の動向を的確に反映し、令和3年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 防災・減災対策の推進

県土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

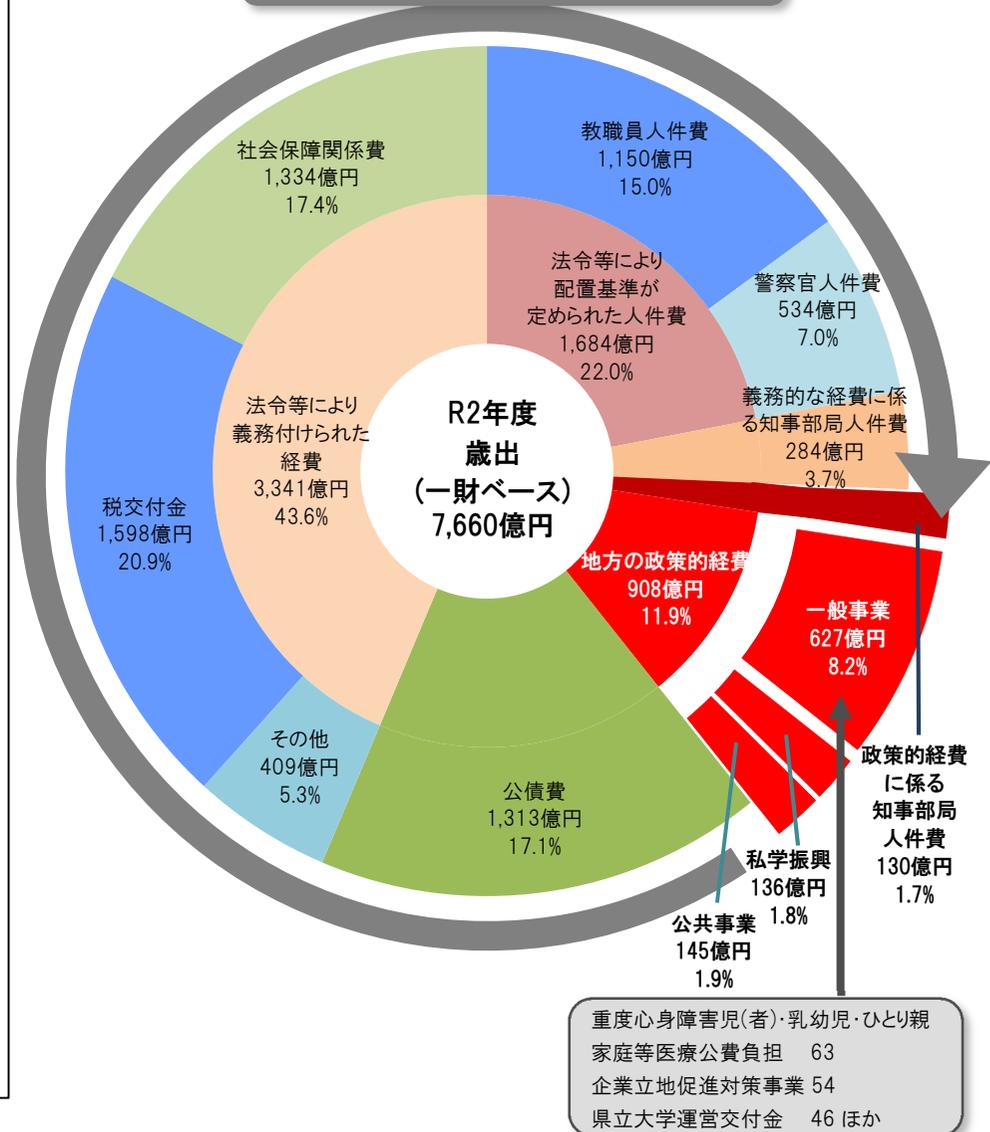
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2地方財政計画	63.4兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
前年度比	+0.7兆円	+0.4兆円	+0.4兆円	▲0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

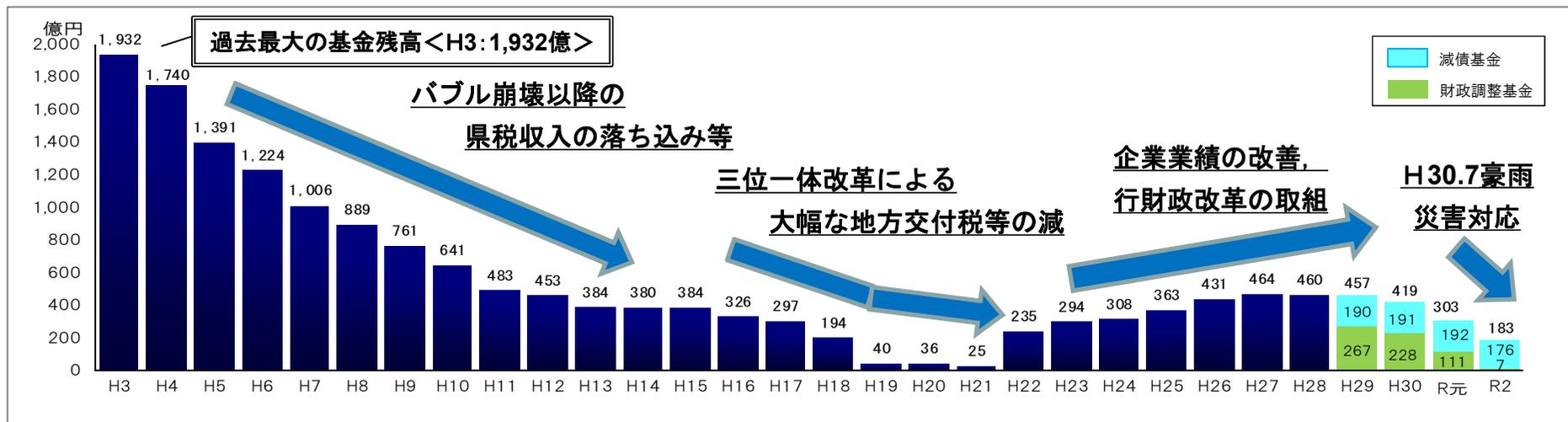
課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度はR元年度3月補正予算後の見込み、R2年度はR2年度5月補正予算（追加分）後の見込み。